

倉水工第1560号
令和7年12月23日

倉吉市指定給水装置工事事業者 各位

倉吉市上下水道局
倉吉市長 広田一恭
(公印省略)

給水装置工事設計施工基準の一部改定について（通知）

平素は、本市の上下水道事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和8年1月1日付で倉吉市水道事業給水条例が改定されることに伴い「倉吉市給水装置工事設計施工基準」の一部を改定します。この改定により、漏水等修繕に係る給水装置工事の手続きの簡素化が見込まれます。改定の内容等は次のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

1 改定の内容

給水装置工事のうち、漏水等の修繕工事については、水道事業者への事前申し込みは不要とし、事後に報告するものとした。

2 改定後の給水装置工事設計施工基準

倉吉市上下水道局 Web サイト (<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/3277.html>) からご確認ください。



3 施行日 令和8年1月1日

4 問合わせ先 倉吉市上下水道局 工務課給排水係 野川 （電話）0858-27-0631